

# 議会だより

## No.201

2016.8.1

発行 茨城町議会  
編集 議会広報委員会

茨城町ホームページ <http://www.town.ibaraki.lg.jp/>



### 主な内容

6月定例会あらまし	2 P
一般質問	6 P
議会活動報告	9 P
お知らせ	10 P

### 【表紙の写真】

## 第7回ひぬまあじさいまつり

6月18日から7月10日まで、涸沼自然公園で開催された、ひぬまあじさいまつり。イベントが行われた7月2日、3日は、約1万8千人の人出で賑わいました。

公園内には、約1万株のアジサイの花が色鮮やかに咲き誇り、来園者を魅了しました。



# 平成28年 第2回定例会

【会期：平成28年6月9日～16日 8日間】

## 平成28年度一般会計補正予算案や茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定など議案9件を承認・可決しました。

平成28年第2回定例会は、6月9日から16日までの8日間の会期で開かれました。

開会初日には、町長より、条例の一部改正や一般会計補正予算など9議案の提案理由の説明がありました。13日には、一般質問が行われ、3人の議員が執行部の考えをただし、その後、議案9件をそれぞれ所管の常任委員会に付託しました。

16日の最終日には、各常任委員会委員長より、付託された案件の審査結果の報告があり、討論・採決の結果、全議案を原案のとおり承認・可決、請願1件を継続審査とし、全日程を終了しました。

### 承認された議案

○専決処分の承認を求めることについて（茨城町税条例等の一部を改正する条例について）

・太陽光発電設備や風力発電設備等に対して課する固定資産税の課税標準の軽減割合を条例で規定。  
太陽光発電設備及び風力発電設備は課税標準の3分の1を軽減。

【施行期日】平成28年4月1日

【全員賛成】

○専決処分の承認を求めることについて（茨城町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について）

・行政不服審査法の改正に伴い、固定資産課税台帳に登録した価格に対する審査の申出対象を過年度分にも拡大。

【施行期日】平成28年4月1日

【全員賛成】

○専決処分の承認を求めることについて（茨城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

・中低所得層の保険税負担の軽減措置を拡大。

軽減種別	改正	軽減基準額（所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円+26万円×国保加入者数*
	改正後	33万円+26.5万円×国保加入者数*
2割軽減	改正前	33万円+47万円×国保加入者数*
	改正後	33万円+48万円×国保加入者数*

\* 国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

・税負担の公平性を図るため、課税限度額の引上げ。

	改正前	改正後	比較
基礎分	52万円	54万円	2万円増
後期高齢者支援金等分	17万円	19万円	2万円増
介護納付金分	16万円	16万円	増減なし
計	85万円	89万円	4万円増

【施行期日】平成28年4月1日

【賛成多数】



### 可決された議案

○茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定について

・水戸市を中心とする5市3町1村で構成する茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結。

【協定締結日】平成28年7月上旬

【賛成多数】

※平成28年7月5日協定締結

○茨城町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

・茨城産業再生特区として認定されている茨城工業団地及び茨城中央工業団地における固定資産税について、課税免除となる適用期限を1年間延長。

(改正前)平成28年3月31日

(改正後)平成29年3月31日

【施行期日】公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用

【全員賛成】

○茨城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、職員配置に係る特例を新たに規定。

【施行期日】平成28年7月1日

【賛成多数】

○茨城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加。

【施行期日】平成28年7月1日

【全員賛成】

### ○字の区域の変更について

野曾地区土地改良事業地内の字の区域の変更。

- ・事業名 経営体育成基盤整備事業
- ・事業主体 茨城県
- ・事業認可日 平成21年8月3日
- ・事業面積 55.5ha
- ・換地処分予定 平成29年7月
- ・変更する区域

大字野曾字台田の一部、大字野曾字町田の一部、大字駒渡字栄町の一部、大字駒渡字上川面の一部、大字駒渡字下川面の一部、大字駒渡字池下の一部、大字駒渡字道中の一部、大字駒渡字藤山下の一部、大字駒渡字ゼンタナの一部、大字下飯沼字下川面の一部

【全員賛成】

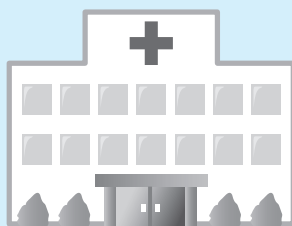
## 可決された平成28年度補正予算

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	108億6800万円	678万円	108億7478万円

### ○一般会計補正予算の主な内容

#### 衛生費 44万円

- ・不妊治療費助成事業費 30万円
- ・骨髄移植ドナー助成事業費 14万円



#### 農林水産業費 300万円

- ・経営体育成支援事業費 300万円



#### 教育費 334万円

- ・幼稚園施設整備事業費 334万円





## 請願の審査結果

### 継続審査となったもの

○TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

茨城町上飯沼626番地

茨城中央農民組合

浅井 絃一

## 討 論

第2回定例会の議案について、採決に先立ち、次のような討論が行われました。



川澄 敬子 議員

○専決処分の承認を求めることについて（茨城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

### 反対討論

中低所得層の保険税負担の軽減措置を拡大する一方、高所得層の課税

限度額を、基礎分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等分を17万円から19万円に、据え置かれた介護納付金分と合わせると、課税限度額の合計は85万円から89万円に引き上げられることとなります。担当課の説明によると、該当するのは所得810万円からの世帯になるとのこと。これは世帯の合計の所得であり、決して高所得層ではありません。

また、中低所得層への軽減措置も5割軽減世帯の被保険者数に乗ずべき金額を5000円引き上げ、2割軽減世帯については1万円引き上げるもので、わずかに対象者を広げますが、「高くて払えない」状況に変わりありません。被保険者どうしのやりくりは限界であり、国庫支出金の大幅増額こそ必要です。

誰もが安心してかかれる医療体制こそ、住民の願いです。そのために国庫支出金の大幅増額、一般会計からの繰り入れを減らさない、国保会計の基金等を保険料の軽減に還元することを求め、反対します。

○茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定について

### 反対討論

協定の第1条には「中心市宣言を行った甲（水戸市）と、甲と連携する意思を有する乙（茨城町等）」とが定住自立圏の形成に関する基本事項を定めることにより、相互の役割分担の下に定住に必要な生活機能の確保・充実を図るとともに、地域の活性化に努めることを目的とする」と述べられています。

この連携により、福祉や医療、産業振興、環境、教育文化、地域公共交通、人材育成などの分野で、茨城町の施設や機能の向上につながるかどうか、疑問です。中心市の制度・施設優先で集約化され、茨城町など周辺市町村の身近で安心な住民サービスが後まわしにされないか、町民へのきちんとした説明が必要で、どうしても中心市に主導権があり、対等な関係での連携になるのかどうか、もっと議論すべきではないでしょうか。以上の理由で、反対します。

○茨城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 反対討論

この議案は、保育所の需要が増える中、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者、いわゆるみなし保育士を認める内容です。このみなし保育士には、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許を有する者が該当します。しかし、保育士と小学校などの教諭免許を取得するための専門カリキュラムは、全く内容が違います。子どもたちの対象年齢・発達段階が違うのですから当然です。これを保育士とみなすのは無理があると思います。さらに、無資格者を数日間の県の講習を受ければみなし保育士とするのは、問題です。保育士が不足する原因は、給与が一般職より月額で10万円低いといわれる待遇に問題があります。国も不十分ながら、待遇改善を図るとの方針を出しています。保育所不足・保育士不足の解決を図ることは重要ですが、保育基準を下げることは反対します。



入野 富男 議員

○専決処分の承認を求めることについて（茨城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

賛成討論

国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び低所得者にかかる国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを図るものであり、国民健康保険財政の現状をかんがみれば、応能負担としてやむを得ない措置と考えるものであることから、賛成とするものであります。

○茨城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

賛成討論

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎をつちかう重要なものであり、その専門的知識と

技術をもつ保育士がおこなうものであることは、充分承知しておりますが、この一部を改正する条例は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・限定的な対応であります。

このことから、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用において、幼稚園教諭は主に3歳から5歳児、小学校教諭については主に5歳児、養護教諭についてはその専門的知識から年齢要件をもうけないものであり、すべてに子育て、支援員研修を受けるなど、保育を行ううえで、必要な研修の受講を求めています。さらに、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限るとも定めています。

この改正は、現状では、11時間開所、8時間労働としている中で、保育士不足を補う、やむを得ない人員配置の弾力化であり、これらに反対することは、「日本死ぬ」などとブログに書き込んだ保護者の、一日でも早い入所希望に配慮することのできないものであることから、緊急対応として、本条例の一部改正について、賛成するものであります。

# 議会を傍聴してみませんか

議会では、皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。町政を身近に知るためにも、議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。傍聴にあたっては、傍聴を希望する当日に受付（役場3階議会事務局）にて傍聴券を受け取り、傍聴者入口より議場にお入りください。傍聴者席は、先着順にて定員35名までとなっております。なお、定員を超えた場合は、庁舎1階ロビーに設置してありますテレビでも議会中継をご覧いただけます。



議会傍聴等についての  
お問い合わせ

茨城町議会事務局  
電話 029-292-1111(代表) 029-240-7193(直通)



一般質問



川澄 敬子 議員

放課後児童クラブについて

質問

①放課後児童クラブについて、母子家庭や所得の低い家庭について利用者負担金の減免を要望。

②児童クラブ支援員の時給850円の引き上げと、指導準備時間を確保できるような待遇改善を要望。

③児童クラブと放課後子ども教室の連携について、こども課・生涯学習課・学校の3者が情報を共有して、子どもたちの豊かで安全な放課後づくりに努力を願う。

④学童保育や保育所の送迎などをサポートするファミリーサポートセンター設置の検討を。

答弁

①児童クラブの利用者負担金は、要保護者の世帯は全額免除、災害や所得が皆無になった者についても利用料を免除、同一世帯で2人以上入会している場合も2人目以降を減額している。非課税世帯などの低所得世帯の減免については、町の財政状況を勘案し、検討課題とする。  
②児童クラブ支援員の待遇について

は、近隣市町村の支援員と同程度であることから、現在の待遇について理解していただきたい。

③放課後子ども教室は、現在NPO法人に業務委託している。今後は地域の方々などの参加をはかり、事業の充実を図っていきたい。また関係課及び学校との連携は、計画段階から活動内容や安全管理等について調整しているが、今後も連携を図る。  
④ファミリーサポートセンターについて、実施している市町村では会員募集や組織体制の構築が課題であることから、他市町村の実施状況を含め調査研究をする。

町の防災について

質問

①防災無線のデジタル化計画の概要と、今より聞こえやすくなるのかどうか。防災ラジオの無料での普及と、難聴者専用の受信機の検討を。

②町内会ごとの自主防災組織への補助の検討を。

③災害の際の仮設住宅用地の確保について、茨城町の現状はどうか。

④耐震診断後、耐震化工事を希望する住宅への補助制度の検討を。

⑤茨城町におけるため池の現状と総点検について。

答弁

①防災ラジオは平成24年に1000台普及し、これ以上の需要は見込めないと判断している。防災無線が聞こえにくい方へ無料テレビフォンサービスを整備している。防

災無線のデジタル化は、本年度は実施設計、平成29年度から更新工事に着手する。デジタル化によりノイズ低減やスピーカーの機能向上で聞きやすくなるのが期待できる。携帯電話やスマートフォンなどに防災情報を配信するシステムの整備を進める。

②防災力向上には自主防災組織が有効なので、組織設立の支援方法などについて調査、検討をしていく。

③本町における応急仮設住宅の必要戸数は約180戸と想定している。今後現地調査を実施し、建設候補地の選定を進めていく。

④木造住宅耐震診断士派遣事業は、本年度も募集戸数3戸を予定。今後耐震改修工事補助の必要性について調査検討していく。

⑤茨城県が町内のため池26か所を対象に、地震時と豪雨時を想定した点検を実施した。今後町として豪雨時や強い地震の際は緊急点検を実施するなど、適切に対応する。

TPP協定について

質問

茨城町の農業に大きな影響があるTPPについての町長の見解と、国会で批准をしないよう国や県に対して意見をあげていただきたい。

答弁

TPP協定では、農林水産分野で関税が削減・撤廃され、茨城町においても基幹産業の農業への影響が強く懸念される。経済効率性の側

面からのみ農林水産業のあり方が決定づけられ、大規模農家のみ生き残る結果になりつつある。農業は我が国の国づくりそのものであり、経済原理の信奉をはるかに超えた農民の人智と努力の蓄積による成果であり、厳しい自然条件とその営みの中から自然と向き合い、自然の恩恵を生かすというこの国独自の思想によって、荒蕪の地を沃野に転じてきたわがの結実でもある。日本の農業が短絡的でいかにも浅薄としか思えない降って湧いたようなTPP協定という市場原理の中に、極めて短時間の中に取り込まれてしまうことは大変残念である。TPP協定は、国民生活に直接的な影響を与える多くの問題をはらんでおり、後世に禍根を残す協定であることは間違いない。ヨーロッパの農業は国民的コンセンサスのもとで、何重もの手厚い補助を受けながら成り立っている。米国でも表向き自由競争を標榜しながら、実際には自国の農業を世界の競争から守っている。戦略的な支援がほとんどないのが日本だ。私は国と農業を愛するがゆえにTPPについては、これまで同様反対を表明する。しかし、万が一TPP協定が発効されることになっても、町の基幹産業である農業については、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるよう、できる限り最善の対策を講じていく。



一般質問



小貫 昭夫 議員

国営緊急再編整備事業  
茨城中部地区について

**質問** 平成28年度政府予算において、国営茨城中部地区の着工が認められ、土地改良法に基づく法手続きを開始しました。

海老沢や神宿下の沼前馬割り干拓などでは、農地の区割り小さく、用排水路が未整備のため、効率的な農作業の妨げになり、農業従事者の高齢化や後継者不足などからも耕作放棄地が目立ってきております。今回のこの国営土地改良事業では、圃場整備により労働時間の短縮や生産コストの低減を目的にし、担い手の育成や大規模経営ができるようになる、と言われております。現在の事業計画と、進捗状況をお聞きします。

さて、事業に欠かせない農家本同意は現在の時点で何%でしょうか。また、この国営の農地再編整備事業に合わせ、換地の際に県道大洗・友部線の神宿地内のパイパス建設を要望いたします。

今、道路等を拡幅するとき、多くの地権者の理解を得るのに困難な事

例が多々あります。私はこの区画整理を成功させ、その換地に合わせて、小堤から本郷までの県道大洗・友部線を今ある網掛パイパスのように整備する方法を昨年暮れの選挙の街頭演説でも訴えてきました。熱意をもって県と交渉すれば、願意は伝わると思っています。今回の農地再編整備事業は千載一遇のチャンスと捉えております。町としてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

**答弁** 本事業は農地の区画整理等を行い、土地利用を計画的に再編することにより、生産性の向上と耕作放棄地の解消、発生防止による優良農地の確保とともに、担い手への農地の利用集積と経営規模の拡大を進めることを目的としております。

平成26年度に仮同意徴集を実施し、平成28年度政府予算決定において国営茨城中部地区の新規事業着工が認められ、平成28年2月より土地改良法に基づく法手続きを開始し、同年平成28年4月より本同意徴集を開始しております。本同意徴集の状況ですが、現在のところ約8割の徴収状況になっており、さらなる徴集率向上に向けて、現在土地改良区、地元役員の皆様、国、町含めて打合せを重ねておるところでございます。

換地計画に道路の整備計画を反映させるには、道路整備計画との整合を図る必要があります。一方、換地による道路整備用地の創出は非常に効率的であり、交通安全の確保にもつながるものであります。このため、町としても、県道大洗・友部線の整備主体となります県との協議を進めてまいりたいと考えております。

桜川の水害対策について

**質問** 海老沢の住宅地のすぐ後ろを流れる桜川は、長さ3kmぐらいの短い川であります。大雨になると住宅の庭先や県道まで浸水して、県道の通行止めもおきております。去年9月の常総市などでおきた関東東北豪雨大水害では、線上降水帯と呼ばれる雨雲が長時間にわたって同じところに居座ったため、豪雨が降り続き、鬼怒川の堤防が決壊する大災害がおきております。近年、日本のあちこちでも豪雨による土砂崩れなどが発生しており、多くの死者を出す大災害が多発しております。桜川は規模は小さいですが、住宅密集地のすぐ後ろを流れる川ですので、住民にとつては大きな不安材料であります。

この件での陳情や要望、現地視察などは今まで何件ぐらいあったのか、お聞きをいたします。

抜本的な対策には川をしゅんせつしなければならぬと考えておりますが町としてどのような対策を考えているのか、お聞きをいたします。

また、個人で土盛りをして、川との境界を土止め工事をする場合、町では応分の補助をしているのでしょうか。また、工事の方法も、町と協議して根切、掘削深さなど町の規格で工事をするよう指導をしているのでしょうか。

**答弁** 陳情や要望の件数につきましては、この8年間で10件の要望を受けており、その都度現地確認を実施しております。今年度におきましては、桜川枝線の本線分岐から120m区間に三面水路での工事を予定し

ております。

議員ご指摘の住宅地付近につきましては、機械でのしゅんせつ作業が困難なため、施工方法を含め今後検討してまいります。

次に、河川整備の補助については、河川断面の計画がなされていないため、現在のところございません。なお、河川沿いの土地に土止めなどの構造物を設置する場合は、境界確認の申請が必要であることから、町の広報紙やホームページ等で啓発してまいります。

オオキンケイギク等の外来植物に対する周知対策は？

**答弁** 各種清掃活動においてオオキンケイギクの駆除を要請するとともに、広報紙やホームページ等でも適切な駆除の方法及び罰則規定を周知し、町民の皆様一人ひとりのご理解とご協力を得ながら対応してまいります。

意見

日本の原風景であります心の安らぎを生む青々とした一面の美田が将来にわたり継承されるよう、また県道大洗・友部線パイパスが換地の際に線引きできるよう、関係者各位が一丸となって事業を推進していただくことを要望いたします。

また、桜川の水害については、災害はいつ起きるかわかりません。しゅんせつの施工方法など早期に検討していただきまして、住民が安心して安全に暮らせるよう早期着工を要望いたします。

## 一般質問



大野 千里 議員

地震災害時の避難所及び  
備蓄の現状について

**質問** 東日本大震災の記憶が新しい中、4月中旬に熊本地震が発生しました。本町でも、地震の規模によっては5年前の大震災の時のように、そしてまた断水や停電の状況により、再び一定期間の避難所生活を余儀なくされることがないとも限りません。そこで町で指定している避難所について、規模や目的の違いを含め、避難所の数を伺います。

次に、備蓄についてです。関東地方ではマグニチュード7クラスの直下型地震の発生確率が今後30年で70%と言われ、町の地域防災計画書では、県南部でマグニチュード7.3の地震発生が想定されています。

町では、東日本大震災の際の避難者は、延べ3598人でしたが、震災の当日と翌日で1200人を超える避難者の数が記録されています。町内の避難所に何らの備蓄品がな

いところがあります。そこで、避難所での備蓄の現状、そして今後の備蓄計画はどうか、伺います。

**答弁** 避難場所は、指定緊急避難場所、指定避難所及び一時避難場所の3種類があり、30か所を指定しています。指定緊急避難場所は17か所で、小中学校及びゆうゆう館などを指定し、うち16か所を家に戻れなくなった避難者が一時的に滞在できる指定避難所としています。また、農村集落センターなど13か所を一時避難場所として指定しています。

次に、備蓄の状況ですが、非常食や防災資機材は、16か所の指定避難所に備蓄することとしています。これまでに、町有施設12か所は整備が完了し、今年度は、さらに2か所に防災倉庫の整備を進め、町有施設14か所に防災倉庫の整備が完了する予定です。備蓄の現状は、非常食としてアルファ米及び乾パンなどを約1600人分で、1日分を備蓄し、そのほか毛布5700枚、ストーブ、投光器などの防災資機材を備えています。今後は、町防災備蓄計画において3日分の備蓄を目指しています。

通学路安全プログラムの  
内容及び実施計画について

**質問** 私は、通学途中の悲惨な事故をこの町で再び発生させはならないとの思いから、平成24年9月の定例会で、「通学路の安全対策」につ

いて質問をし、通学の安全確保は教育行政の中でも最優先の課題とすべきことと申し上げました。その後「通学路危険箇所」について、また「中学校周辺の通学安全道路の整備計画」について質問し、いずれも通学路安全対策の充実、向上の必要性を申し上げたのであります。

まず、通学路安全プログラムの中に計画されている路線について、事業内容と完了の見通しを伺います。

次に、実施計画について、本年度見直しの際、次のことを提案します。まず、プログラムの中で、歩道整備については最優先で取り組むべきことと思います。しかし、国の交付金事業だけに頼らず、単独事業としても積極的に取り組み、速やかに改善を図ることが必要だと考えます。

また、プログラムには信号機、横断歩道、カラー舗装、防犯灯、ガードレール、カーブミラー及びスクー

ルゾーンなども組み入れ、体系的に改善していく必要があると思います。さらに、通学の安全を図っていくには、地域との連携、協力も不可欠です。従って、保護者や地域の要望には積極的にこのプログラムに入れていくという姿勢が必要と考えます。

**答弁** 通学路安全プログラムには、当初、町道6か所、県道10か所を位置づけたところです。そのうち、上石崎地内の町道105号線の歩道設置は、昨年度完了しました。また、小堤地内の町道116号線の歩道設

置は平成29年度に、駒場地内の町道4053号線の歩道設置は平成30年に完了予定です。その他路線も年次的に事業推進する計画で、県道も引き続き県に要望してまいります。

通学路の安全確保については、これまで最優先課題として危機感を持って取り組んでまいりました。さらに、通学路の安全確保に向け、着実かつ効果的な取り組みを推進していくために、平成27年3月に通学路安全プログラムを策定しました。

議員提案のうち、歩道整備については、関係機関及び庁内の関係部署と協議し、財源確保及び整備の手法等について検討してまいります。

また、今後、学校の実態も踏まえ、児童生徒目線での通学路の安全点検や保護者、地域の声を聞くなどとして、よりきめ細やかで体系的なプログラムの作成に努めてまいります。

**意見** 交付金事業だけに頼ると、計画が枠の関係で延び、その部分が終わらないと、新しく箇所付けができないことがあります。従って、単独事業分の枠を設け、一般財源や起債事業を活用する取り組みをしないと進みません。体系的にプログラムを組み立て切れ目なく実行するには、継続的な予算措置が必要だと思います。それとプログラムは、子どもの安全のため、町でどうしていくかということです。保護者の皆さんにこのプログラムの存在を周知して頂きたい。



## 常任委員会視察研修報告

### 総務・経済建設常任委員会 視察研修報告

総務・経済建設常任委員会では、5月17日から5月20日まで、北海道網走市にある瀧沸湖水鳥・湿地センターにおいて、「ラムサール条約湿地登録後の環境保全について」の視察研修を行いました。

平成24年に開館した、瀧沸湖水鳥・湿地センターは、ラムサール条約登録湿地について気軽に学ぶことができる施設・観光地「白鳥施設」に隣接する新しい拝観施設として建設され、管理運営の主体を担う網走市では、瀧沸湖の効果的な維持管理を進め、周辺地域の自然や動植物に関する環境資源を把握していくほか、旬の自然情報、地域の漁業、農業、観光などの情報を発信するためのホームページの作成や湖の魅力を紹介していくボランティアの育成事業に取り組んでいます。

研修では、ラムサール条約が目指している「賢明な利用（ワイズユース）」のあり方としての「自然資源の利用」「産業資源の利用」「教育関連との連携」についての取り組みや問題・課題等の意見交換を実施しました。



瀧沸湖水鳥・湿地センター会議室にて

当町では、平成27年に「潤沼」がラムサール条約に湿地登録され、「潤沼」を含めた環境の湿地保全や活用を考えていかなければなりません。今後は、環境保全活用ビジョンや保全と利用のためのルールづくりなど関係機関や住民と連携・協力しあり、具体的な方策を提言してまいります。

#### 【研修参加者】

総務・経済建設常任委員会

委員長 田家 勇作

副委員長 石川 祐一

委員 山西 正樹・久保田良一

亀山 勝男・海老澤 忠

高安 能久・澤 秀雄

## 教育民生常任委員会 視察研修報告

教育民生常任委員会では、5月17日から5月19日まで、兵庫県から紹介された宍粟市及び赤穂郡上郡町において、「放課後子ども教室の実施状況について」の視察研修を行いました。

両市町では、平成19年度より、すべての子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、多様な体験・交流活動の場を設けています。また、社会性・自主性・創造性等の心豊かで健やかな育成を図るため、地域ボランティア等の協力による放課後子ども教室事業に取り組んでいます。

事業内容については、学校関係者や、地域住民等のボランティア、保護者等の総合的調整役として「地域コーディネーター」を置き、地域の実情に応じた定期的かつ継続的な活動になるよう、地域総がかりの子育て支援を実施しています。

研修では、事業説明のあと、放課後子ども教室における子どもたちの様子などを見学しながら、ボランティアの方々との意見交換を実施しました。

当町では、本年度より、町内の全小学校を対象として、学校施設を利用した放課後子ども教室を開始し、

子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業として、期待がされているところです。

今後は、先進地である両市町の取り組みを参考に、当町における現状を分析し、子育てをめぐる学校と地域の関わり方を視野にいれた施策を提言してまいります。

#### 【研修参加者】

教育民生常任委員会

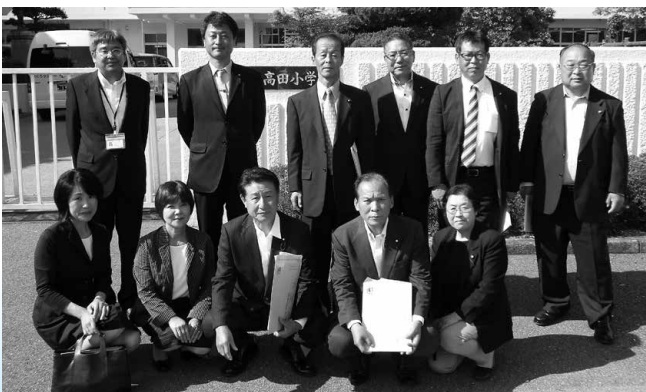
委員長 大野 千里

副委員長 大山 宏治

委員 鳥羽田 力・鳥羽田創造

川澄 敬子・入野 富男


小貫 昭夫



上郡町議員及び関係職員と上郡町立高田小学校にて

## 平成28年第3回定例会 会期日程 (案)

期	月/日	曜	時刻	種 別	審 議 等 の 内 容
1	9/7	水	10時	全員協議会	議案一括上程、提案理由説明
				本 会 議	
2	9/8	木		休 会	議事調査
3	9/9	金	10時	本 会 議	会派代表・一般質問、議案等の質疑、委員会付託
				委 員 会	付託案件の審査(常任委員会)
4	9/10	土		休 会	
5	9/11	日		休 会	
6	9/12	月	10時	委 員 会	付託案件の審査(常任委員会)
7	9/13	火	10時	委 員 会	付託案件の審査(常任委員会)
8	9/14	水	10時	委 員 会	付託案件の審査(常任委員会)
9	9/15	木	10時	委 員 会	付託案件の審査(常任委員会)
10	9/16	金	10時	議会運営委員会	付託案件の報告、質疑、討論、採決
				全員協議会	
				本 会 議	



委 副 委 員 長 山 西 正 樹  
 員 員 長 川 澄 敬 子  
 ” ” ” 鳥 羽 田 祐 一  
 亀 入 石 山 野 富 祐 男  
 勝 富 祐 男

広 報 委 員 会

6 月 定 例 会

合 計	女	男
20 名	3 名	17 名

傍 聴 者 数

6 月 定 例 会

16 日	13 日	9 日
1 名 欠 席	全 員 出 席	全 員 出 席

議 員 出 席 状 況